

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

準備書面(2)

平成29年3月14日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



頭書事件について、被告村中璃子は下記のとおり、弁論を準備する。なお、略号等は従前の例による。

記

第1 裁判長の釈明事項と被告村中璃子の争点整理

第3回口頭弁論期日（平成29年2月14日）において、裁判長から被告らに対して口頭でなされた釈明事項は、以下のとおりである。

釈明事項：＜訴状の請求原因記載の本件各記事中の7か所の「捏造」という表現に関し、「捏造」という表現が事実の摘示であること、広辞苑において「捏造」が「事実でない事を事実のようにこしらえること」と定義されていることを前提に、「事実でない事」が何か、実際の事実はどうであったか、を本件各記事の記載の範囲内において、明確にされたい。＞

「捏造」という表現は、例えば「100メートルを12秒で走った」のような純粋な事実を摘示するものではなく、その定義自体から必然的に評価の要素を含む。

「捏造」という表現が最高裁判例にいう「事実の摘示」か「論評」か、については判断枠組みの問題であり、いずれを採用しても、本件訴訟における実質的な争点は同じである。

すなわち、本件訴訟で判断されるべきは、「実際に実施された本件マウス実験の内容」に照らして、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」を「捏造」と表現することが、その重要な部分において真実であるといえるかどうかである。

最高裁平成14年1月29日判決（平成8年（オ）第576号）は、「裁判所は、摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうかについては、事実審の口頭弁論終結時において、客観的な判断をすべきであり、その際に名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許されるというべきである。」ただし、摘示された事実が客観的な事実と合致し真実であれば、行為者がその事実についていかなる認識を有していたとしても、名誉毀損行為自体の違法性が否定されることになるからである。真実性の立証とは、摘示された事実が客観的な事実と合致して

いたことの立証であって、これを行為当時において真実性を立証するに足りる証拠が存在していたことの立証と解することはできないし、また、真実性の立証のための証拠方法を行為当時に存在した資料に限定しなければならない理由もない。他方、摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由が行為者に認められるかどうかについて判断する際には、名誉毀損行為当時における行為者の認識内容が問題になるため、行為時に存在した資料に基づいて検討することが必要となるが、真実性の立証は、このような相当の理由についての判断とは趣を異にするものである。」と判示する。

上記最高裁判決からすると、本件訴訟において、本件各記事の「捏造」との表現が名誉毀損に該当するかの真実性（本件各記事において摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうか）に関する判断は、以下の過程に従って行うべきである¹。

- ① 「実際に実施された本件マウス実験の内容」（上記最高裁判決にいう「客観的な事実」）を証拠（本件各記事公表の時点では存在しなかった証拠も含む）に基づき認定する。
- ② ①の認定事実と「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」との間に、専門家の意見も含めた科学的な観点からどの程度の「隔たり」があるのかを評価する。
- ③ ②の評価をふまえ、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」を「捏造」と表現することが、その重要な部分において真実であるといえるかどうかを、事実審の口頭弁論終結時において、客観的に判断をする。

¹ これに対し、真実相当性（摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由が行為者に認められるかどうか）に関する判断は、真実性に関する判断（上記①～③）とは異なる過程に従って行われることになる。

以上をふまえ、被告村中璃子は、以下のとおり、争点を整理して主張する。

第2 本件各記事における「捏造」の表現の意味

1 「捏造」の表現

甲1及び甲2においては、原告池田修一が訴状で引用する7か所の「捏造」の表現のほか、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との表現がある（甲1・42頁4段目12～14行）。

いずれの「捏造」の表現も、文脈により若干の趣旨の違いはあれども、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS23における発表・発言」が、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあるという意味であり、実質的に同一の意味である。

2 実際に実施された本件マウス実験の内容

甲1（41頁1段目21～26行）に記述したように、本件マウス実験は、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」。

このことは、本件マウス実験が、その結果の科学的解釈に重大な影響を与える以下の①～⑥の問題点を有していたことから裏付けられる。

① 各ワクチンを打ったマウスの脳を観察したものでなく、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清（血液の液体成分）を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて行った実験であり、「サーバリックス（子宮頸がんワクチン）だけに自己抗体（IgG）沈着あり」と示された画像は、ワクチンを打ったマウスとは別のマウスの脳切片であった（甲1・43頁3段目9行～4段目4行）。

- ② 飼っているだけで自己抗体のできるマウスを用いた（甲1・43頁4段目末尾から10行～44頁1段目1行）。
- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があった（甲1・42頁2段目末尾から6行～同5行）。
- ④ スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だった（甲1・42頁3段目末尾から2行～4段目20行）。
- ⑤ 用いられたマウスは正常マウスと交雑させたノックアウトマウス（交雑種）であった（甲1・44頁1段目2～6行）。
- ⑥ ヒト換算100倍量のワクチンを投与した（甲1・44頁1段目6～9行）。

3 原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言

にもかかわらず、上記のデザインにはあえて言及することなく、原告池田修一は、平成28年3月14日、全国ネット放映されたTBSテレビのNEWS 23の取材において、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」
「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」（乙1）などと発言し、かつ、平成28年3月16日、「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」との表題のもと、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載されたスライド、及び、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」と記載されたスライドを用いて、本件成果発表会において自ら発表を行った（甲4及び甲5）。

4 被告村中璃子は、上記3の「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が、上記2の「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあることをもって、これを「捏造」と表現したものである。

第3 「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が「捏造」であること

1 第2記載のとおり、被告村中璃子による「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」（甲1・41頁1段目21～26行）との表現は真実であって、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」は、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあり、「捏造」であるというべきである。

2 「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が「捏造」であることは、本件各記事公表後に明らかとなった以下の事実からも裏付けられる。

後述するとおり（第4）、平成28年10月3日から5日にかけて、信州大学本調査委員会による調査の過程で、本件マウス実験に関する再現実験が実施されたが、原告池田修一が甲4及び甲5で発表した本件マウス実験の結果を再現することはできなかった（丙15・マウス血清再現実験実施工程及び実験結果）。

自然科学においては、再現性がない実験結果は、科学的に正しい事実とは認められない。

また、N=1、すなわち、サンプル数が1のマウスにたまたま起きたかもしれない結果をもって科学的に正しい事実と認定することはできない。

その結果、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の

中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」という原告池田修一の発言（乙1）、及び、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」という原告池田修一の発表（甲4、甲5）は、現時点において、科学的な裏付けのない、誤った事実である。

一方で、原告池田修一は、本件各記事公表後、現在に至るまで、上記の「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が、科学的裏付けを有すること（客観的事実に合致すること）を示す実験ノート、実験データ、画像スライド等を一切公表せず、本件訴訟においても提出していない。かかる原告池田修一の態度は、上記の「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が、現時点において、科学的な裏付けのない、誤った事実であることを自認するものである。

また、本件マウス実験において、科学的な結論を導くには通常用いない「交雑種」で実験を行っていたことや、「ヒト換算100倍量にあたる大量のワクチン」を飼っているだけでも自己抗体のできる特殊なマウスに接種したことに原告池田修一があえて触れなかった点からも、「（通常量の）ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている（ヒトの）患者の共通した客観的所見が提示できている」とする発表が、なんら科学的裏付けのない、誤った事実であることを自認するものでもある。

以上のとおり、原告池田修一がNEWS 23で発言し（乙1）、本件成果発表会（甲4及び甲5）で発表した本件マウス実験の結果は、本件各記事の公表後、再現されておらず、科学的な裏付けがない、誤った事実であることが明らかになっている。被告村中璃子による「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」

(甲1・41頁1段目21～26行)との表現は真実であって、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS23における発表・発言」は、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあり、「捏造」であるというべきである。

なお、後述するとおり、本件マウス実験が開始されるにあたって、信州大学動物実験等実施規程において必要とされる学長への動物実験計画の承認申請及び承認がなされていないという重大な研究倫理上・手続上の問題も存在している点にも留意が必要である。

第4 本件マウス実験にかかる事実経緯

1 はじめに

本件マウス実験に関し、以下のとおり、事実経緯を述べる。

「実際に実施された本件マウス実験の内容」と「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS23における発表・発言」との隔たりを評価するにあたっては、「実際に実施された本件マウス実験の内容」を認定する必要があることから、原告池田修一においては、審理の促進のため、以下の事実経緯に関し、個別具体的な認否をするよう、強く求める。

2 本件マウス実験の内容

本件マウス実験の内容は、以下のとおりである。

- ① 各ワクチンを打ったマウスの脳を観察したものでなく、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清（血液の液体成分）を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて行った実験であり、「サーバリックス（子宮頸がんワクチン）だけに自己抗体（IgG）沈着あり」と示された画像は、ワクチンを打ったマウスとは別のマウスの脳切片であった（甲1・43頁3段目9行～4段目4行）。
- ② 飼っているだけで自己抗体のできるマウスを用いた（甲1・43頁4段目末尾から10行～44頁1段目1行）。

- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があった（甲1・42頁2段目末尾から6行～同5行）。
- ④ スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だった（甲1・42頁3段目末尾から2行～4段目20行）。
- ⑤ 用いられたマウスは正常マウスと交雑させたノックアウトマウス（交雑種）であった（甲1・44頁1段目2～6行）。
- ⑥ ヒト換算100倍量のワクチンを投与した（甲1・44頁1段目6～9行）。

3 A氏から原告池田修一に対する本件マウス実験のプレゼンテーション

平成27年12月28日のプログレスミーティングにおいて、A氏は、原告池田修一に対し、甲5の画像及びその他の画像（他のワクチンでも緑に光った脳切片の画像が存在した）を示しながら、上述した本件マウス実験の内容を説明した。

4 塩沢教授による班会議での報告

平成28年1月8日、非公開の班会議において、塩沢教授は、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載したスライドを用いて、報告を行った（甲6、甲7）。

班会議には、原告池田修一は出席していたが、A氏は出席していなかった。

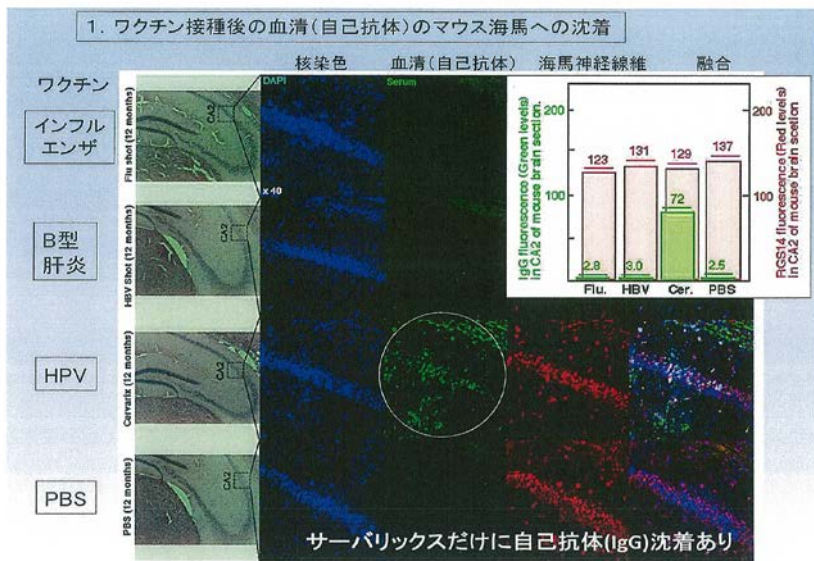
5 TBSテレビのNEWS23の取材

平成28年3月14日、原告池田修一は、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS23の取材において、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見が

こうじゃないですか、ということを示唆できている。」などと発言した（乙1）。

6 本件成果発表会における発表

平成28年3月16日、メディアにも公開された厚生労働省の本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4・甲5のスライドを用いて、本件マウス実験に関する発表を行った。



今後の取り組み

NFκ-β p50 ノックアウトマウス(自己免疫疾患モデルマウス)へのHPVワクチン(サーバリックス)、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチンの接種の結果、

1. サーバリックス接種群においてのみ、
 - 1) マウス海馬への自己抗体(IgG)の沈着
 - 2) この抗体(IgG)はヒト海馬へも沈着
 - 3) 末梢神経障害あり

この抗体を精製して、神経障害の機序を解明する。

2. 全体像の発現にアジュバントが関与している可能性？
個々のアジュバント成分の作用機序を解析する。

上記の2枚のスライドは、原告池田修一が、平成28年3月16日の本件成果発表会で自ら発表したスライドである（甲4）。

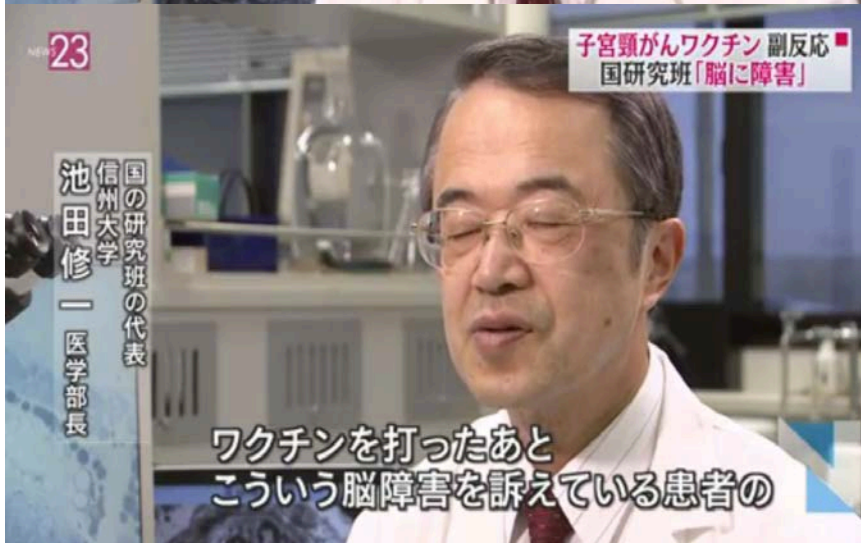
1枚目のスライドには、「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」との表題のもと、「サーバリックス（注：子宮頸がんワクチン）だけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載されている。

2枚目のスライドには、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」と記載されている。

7 TBSテレビのNEWS 23の放送

平成28年3月16日、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS 23において、甲5のスライドの画像を引用しながら、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」とする原告池田修一の発言が放送された（以下の5枚の写真は、乙1の放送における原告池田修一の発言箇所を撮影したものである。）。







8 本件雑誌記事の公表

平成28年6月20日付けで発行された雑誌ウェッジ2016年7月号において、本件雑誌記事が公表された（甲1）。

9 本件ウェブ記事の公表

平成28年6月23日、WEDGE Infinityのウェブサイトにおいて、本件ウェブ記事が公表された（甲2）。

10 研究活動上の不正行為に関する通報

平成28年6月27日付けで、通報者によりなされた本件マウス実験にかかる不正行為の疑いが信州大学により受理された（丙19・通報された事案に係る調査の結果について（通知））。

11 本件マウス実験にかかる動物実験計画の承認申請及び承認

本件各記事の公表後、平成28年7月22日、突如として、本件マウス実験にかかる動物実験計画承認申請書が、所属部長の長（当時の医学部長である原告池田修一）を経て学長に申請された（丙7・動物実験計画承認申請書）。

同日、持ち回りにより、動物実験委員会医学系動物実験小委員会が開催され、樋口京一、松本清司、●（黒塗り）、高本雅哉、上條祐司、今村哲也、森政之、高橋知音、水井義武が出席して審議がなされ、本件マウス実験にかかる動物実験計画が承認された（丙8・動物実験委員会医学系動物実験小委員会議事要録及び各委員の意見書）。

信州大学動物実験等実施規程（丙20・第6条）によれば、動物実験責任者は、動物実験等を行う場合は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書により、所属部局の長（本件では、本件マウス実験が実施されたときに医学部長であった原告池田修一）を経て学長に申請し、その承認を得なければならず、かつ、動物実験責任者は、動物実験計画について、あらかじめ学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行ってはならないとされる。

原告池田修一は、平成26年6月11日から平成28年9月30日まで信州大学医学部長の任にあり（丙21）、当該期間に信州大学医学部内で実施された動物実験の手続一切に関し、責任を負う立場にある。遅くとも平成27年12月28日の時点において、当時医学部長であった原告池田修一は、動物実験計画の承認申請及び承認がなされないまま本件マウス実験が実施されており、本件マウス実験の手続に重大な違反があることを認識していた。

12 本調査の実施

平成28年8月3日、本件マウス実験に関し、本調査を実施することが厚生労働大臣に通知された（丙9・本調査の実施について（通知））。

13 本件マウス実験に関する信州大学のコメントの公表

平成28年8月10日、信州大学は、本件マウス実験に関し、ウェブサイトにおいて、コメントを公表した（丙10・信州大学医学部における未承認実験とその対

策の実施について)。

14 本調査委員会委員の委嘱

平成28年8月23日から8月31日にかけて、信州大学は、大島伸一、前田雅英、宮武伸一、錫村明生、堀田知光の5名に対し、本調査委員会委員を委嘱し、回答がなされた(丙11・調査委員会委員の委嘱について(依頼)及び調査委員会委員の委嘱について(回答))。

当初、本調査委員会委員の任期は、平成28年9月1日～平成29年1月31日とされていた(丙11)。

15 本調査委員会委員の指名に対する異議申立て

平成28年9月13日、通報者は、大島伸一、錫村明生、堀田知光、宮武伸一を本調査委員会委員に指名することに対し、異議を申し立てたが(丙12・異議申立書)、当該異議は却下されている。

16 第1回本調査委員会の開催

平成28年9月21日、第1回本調査委員会が開催されたところ、予備調査委員会の概要説明が行われ、本調査において、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した者に対してヒアリングを行うこと、保存された血清サンプルを用い、再現実験を行うことが確認された(丙13・第1回調査委員会議事要旨)。

17 第2回本調査委員会の開催

平成28年9月28日10:45～15:00、第2回本調査委員会が開催され、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した2名の合計5名に対するヒアリングが行われ、ヒアリング終了

後、意見交換が行われた。

当該委員会においては、神経免疫学に関する専門家の錫村明生氏が欠席しており、昼食休憩と意見交換の時間を考慮すると、5名に対するヒアリングの時間は、それぞれ数十分～せいぜい1時間程度の短時間であり、言い分を聞くだけの形式的なものであったと推認される（丙14・第2回調査委員会議事要旨）。

18 再現実験の実施

平成28年10月3日から5日にかけて、本件マウス実験に関し、再現実験（以下「本件再現実験」という。）が実施されたが、原告池田修一が甲4及び甲5で発表した本件マウス実験の結果を再現することはできなかった（丙15・マウス血清再現実験実施工程及び実験結果）。

本件再現実験においては、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）及びリン酸緩衝生理食塩水（コントロール・PBS）を接種後、9ヶ月及び22ヶ月飼育後に採取したとされる血清6検体を使用されている。しかしながら、甲4及び甲5に記載されたインフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチンを接種したマウスの血清は用いられていない（その理由は明らかではない）。

19 第3回本調査委員会の開催

平成28年10月11日、第3回本調査委員会が開催され、本件再現実験の結果について説明があり、意見交換が行われた（丙16・第3回調査委員会議事要旨）。

20 第4回本調査委員会の開催

平成28年10月20日～28日にかけて、第4回本調査委員会（書面審議）が開催され、調査報告書（案）につき、書面審議により意見等の集約が行われ、素案が決定された（丙17・第4回調査委員会（書面審議）議事要旨）。

21 第5回本調査委員会の開催

平成28年11月1日、第5回本調査委員会が開催され、調査報告書（案）に関し、意見交換と改訂が行われ、調査報告書の最終版が確定された（丙18・第5回調査委員会議事要旨）。

22 本調査委員会の結果の公表

平成28年11月15日、本調査委員会の結果が記者会見により公表された（丙2）。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、A教授（塩沢丹里教授）とともに、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」1行～6行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにするよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」15行～16行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、科学的な証明に耐えうる数のNF- κ -Bp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」末尾から2行～最終行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる検証実験は実施されていない。

上記記者会見において、信州大学学長が、原告池田修一、塩沢教授及びA氏に対し、国立大学法人信州大学職員就業規則（丙22）46条に基づき、厳重注意を行ったことが発表された。

23 厚生労働省の見解の公表

平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の見解を公表した（丙1）。

以 上